

決 定 書

異議申出人

入間市

野口 哲次

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年3月31日付けで提起された令和7年3月16日執行の入間市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、入間市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件選挙における当選人益田英主の当選は、これを無効とする。

本件異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における当選人益田英主（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

その理由を要約すれば次のとおりである。

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）では、被選挙人はその自治体に引き続き3か月以上住むことが必要とされているが、当選人は3か月以上の居住実態がないので、法に違反している。

決定の理由

当委員会は、申出人から提起された本件異議の申出書を適法なものと認めたのでこれを受理し、当選人及び関係人に質問を行うとともに関係する物件の所持人から物件の提出を求め

るなど、慎重に審理した。

なお、申出人及び当選人に対して口頭意見陳述を希望するかどうか確認したところ、希望したい旨の回答はなかった。

1 住所認定の解釈

本件異議の申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

そのため、当委員会は当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち法第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件と法第9条第2項に規定する「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを争点として調査することとした。

「引き続き三箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日を基準として算定し、令和6年12月16日から令和7年3月16日までの期間（以下「本件期間」という。）とする。

なお「三箇月」の期間計算については民法による。

「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

判例では、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」べきであり（昭和35年3月22日最高裁判決）、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」べきもの（平成9年8月25日最高裁判決）とされる。

また、人が特定の場所に生活の本拠たる実体を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥（きが）していることが客観的に認められることが必要であり、そのためには、日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等に関する客観的な証拠により確認できることが必要かつ不可欠である。

2 当委員会が確認した事実

当委員会は、当選人から提出された証拠書類及び職権により徴取した物件から、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上の届出状況

当選人は、令和6年11月28日に東京都杉並区内のマンション（以下「前住所」という。）から入間市内のアパート（以下「現住所」という。）に単身で転入し、以降住所の異動はなく現在に至るまで継続して現住所を住民基本台帳上の住所としている。

なお、当委員会が令和7年5月12日付で当市市民課へ当選人の住民登録に係る調査を依頼しており、当市市民課が令和7年5月12日、同年5月15日、同年5月18日に当選人の現住所へ複数回実地調査を実施したところ、調査日時点での居住実態は疑わしいとの結果であった。

(2) 現住所の状況

現住所は、2階建集合住宅（アパート）1階、間取りは1Rで、入居者は1名となっている。賃貸借契約書における契約者は当選人であり、現住所の建物を賃貸借する契約を令和6年11月26日に締結している。また、契約期間は令和6年11月26日から令和8年11月25日までの2年間となっている。家賃の支払い方法は口座振替でなく、コンビニ納付であるが、その支払いを証明する資料は提出されていない。

(3) 前住所の状況

前住所は、5階建集合住宅（マンション）5階、間取りは1DKで、入居者は当選人の妻となっている。賃貸借契約書における契約者は当選人であり、前住所の建物を賃貸借する契約を令和6年9月22日に更新している。また、契約期間は令和6年9月25日から令和8年9月24日までの2年間となっている。現在も当選人が妻に代わり家賃を支払っている。

家賃の支払い方法は口座振替であり、当委員会へ提出のあった資料から確認ができる。

(4) 現住所における水道、電気及びガスの使用実績

現住所における水道、電気及びガスの使用実績は、次のとおりであった。また、いずれも当選人名義で契約している。なお、令和7年4月23日付で当市上下水道経営課へ

生活実態の調査に係る情報提供について依頼したところ、当選人の水道使用の契約日は令和6年12月1日であり、検針状況は次のとおりであった。

・現住所における水道の使用実績

使用期間	使用量	請求額
令和6年12月1日～ 令和7年2月2日	2 m ³	2,255円
令和7年2月2日～ 令和7年4月4日	9 m ³	2,832円

・現住所における水道の検針状況

検針日	指針	使用水量
令和6年10月3日	57	—
令和6年12月3日	59	2 m ³
令和7年2月2日	59	0 m ³
令和7年4月4日	68	9 m ³

・現住所における電気の使用実績

使用期間	使用量	請求額
令和6年11月28日～ 令和6年12月2日	5 kWh	509円
令和6年12月3日～ 令和7年1月2日	6.8 kWh	2,975円
令和7年1月3日～ 令和7年2月2日	8.5 kWh	3,219円
令和7年2月3日～ 令和7年3月2日	16.8 kWh	5,581円
令和7年3月3日～ 令和7年3月11日	4.6 kWh	1,754円
令和7年3月13日～ 令和7年4月2日	6.8 kWh	2,614円

・現住所におけるガスの使用実績

使用期間	使用量	請求額
令和6年12月7日～ 令和7年1月6日	0.0m ³	2,750円
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	0.8m ³	3,278円
令和7年2月5日～ 令和7年3月5日	3.8m ³	5,258円
令和7年3月5日～ 令和7年4月5日	5.7m ³	6,512円

(5)前住所における水道の使用実績

前住所における水道の使用実績は、次のとおりであった。なお、当選人名義で契約している。当選人からは、電気及びガスに係る領収書等の提出はなかった。

・前住所における水道の使用実績

使用期間	使用量	請求額
令和6年8月7日～ 令和6年10月7日	31m ³	4,364円
令和6年10月8日～ 令和6年12月5日	33m ³	4,646円
令和6年12月6日～ 令和7年2月6日	41m ³	5,811円
令和7年2月7日～ 令和7年4月7日	26m ³	3,660円
令和7年4月8日～ 令和7年6月5日	26m ³	3,660円

※口座振替予定日に振り替えされた場合、割引（110円）が適用される。

(6) 本件期間中の領収書やＡＴＭの利用明細について

ア 日用品等の購入に係る領収書

当選人から当委員会に、令和６年１２月２９日から令和７年４月１４日までの期間に係る合計７８枚の領収書が提出されている。内容を見ると、７８枚中７４枚は入間市内にある店舗のものであり、残りの４枚は東京都内が１枚、秩父市内が１枚、飯能市内が２枚である。多くの領収書が現住所の入間市内に店舗のあるものであった。

日用品等の購入は現金で行われており、当委員会による当選人への聴取によると、提出した領収書は当選人が利用したものであるということであった。また、令和７年１月２５日以前の領収書については、令和６年１２月２９日分の１枚のみであり、それ以外は処分してしまったとのことで、確認することができなかった。また、当時利用した交通系ＩＣカードは紛失してしまったため、当選人の利用状況は、確認することができなかった。

イ ＡＴＭの利用履歴

当選人から当委員会に、令和６年１２月２日から令和７年４月３０日までの期間に係る生活用口座の利用履歴が分かる書類が提出されている。令和６年１２月から令和７年３月１６日までの内容を見ると、市内の金融機関の支店から現金を引き出している形跡はなく、すべて都内の支店から現金を引き出している。

なお、当委員会による当選人への質問において、入出金はコンビニＡＴＭで行っているとの供述があったが、当委員会に提出された資料には金融機関のＡＴＭからの出金しか記録されていない。

・ＡＴＭの利用履歴

年月日	内容	支店の所在地	金額
令和６年１２月２６日	ＡＴＭ	渋谷区内	２１０，０００円
令和７年 １月１７日	ＡＴＭ	豊島区内	３０，０００円
令和７年 １月２６日	ＡＴＭ	新宿区内	１８０，０００円
令和７年 ２月１２日	ＡＴＭ	杉並区内	３１０，０００円

(7)住所変更の手続きについて

当選人は、運転免許証の住所変更手続を令和7年2月3日に行っており、就労先への届出は令和7年5月9日になってから行っている。また、健康保険証の届出は、令和7年5月12日時点では手続を行っていなかったが、現在は手続中であるとのことだった。しかし、住所変更後の健康保険証は提出されていない。

3 当選人の供述及び提出書類による当選人の主張の要旨

(1)世帯状況

当選人の家族構成は当選人と妻との2人であるが、当選人が本件選挙に出馬する際、当選人の独断で立候補しており、妻は良い反応ではなかった。当選後改めて生活の基盤を整える予定としていたことから、当選人は単身で現住所へ転入した。なお、妻は現在も杉並区の前住所に居住している。

また、週に2回程度、杉並区の前住所に帰ることがある。

(2)現住所の状況

前住所から転入する際、大きな家財道具はなかったことから、引越し業者は利用していない。布団は前住所から持ち込み、ベッドは友人から譲り受け、椅子、テーブルは当選人自身が購入した。他には冷蔵庫、エアコンの設備を確認した。なお、NHKの受信契約、新聞購読、Wi-Fiの契約はしていない。

(3)起床、就寝の状況

選挙期日3か月前からは、ほぼ毎日駅頭での政治活動を行うため、朝5時半に起床し、駅頭での政治活動後、食事を摂り、就労を開始する。夕方過ぎ頃から再び、駅頭での政治活動を遅い時間まで行い、帰宅して就寝するという生活をしていた。

(4)食事、買い物の状況

朝はほぼ食わず、昼もあまり食べない。昼過ぎ以降に食事を摂り、夜は食べる時もある。自炊はしておらず、食事はほぼ外食である。買い物は主に近隣

の百貨店を利用している。なお、領収書を保管する習慣はないが、令和7年1月26日以降のレシートについては偶然破棄していなかったとのことであった。

(5) 光熱水費に関連する生活行動

現住所は洗濯機が外付けのため、故障リスクを考慮して洗濯機は設置していない。洗濯は主に近隣のコインランドリーを月に1～2回程度利用しているほか、杉並の前住所を訪れた際に洗濯することもあった。

入浴状況について、現住所の浴槽は小さいため、湯船は利用していない。シャワーの頻度は月に3回程度、その他にサウナを月に3回程度利用している。

トイレの頻度は1日に1～2回程度である。

起床後、すぐに家を出て駅頭での政治活動があったため、起床後、顔を洗うことも少なく、帰宅後も手洗いなどもせず、アルコールティッシュで拭き取っていたことから水道に関しては利用することが少なかった。

令和6年12月から3月までは寒い時期が続いたが、ダウンジャケットを着用し寒さを凌いでいた。

(6) 就労状況（同僚との関係含む）

杉並区内の前住所で生活していた時から就労形態はほぼテレワークであり、会社へ行くのは2週間に1回程度である。現住所に転入後も就労形態は変わりはない。就労時間は主に9時から17時半であるが、日によっては20時過ぎ、もしくはさらに遅い時間まで就労することがある。杉並区で生活していた時は自宅でのテレワークが主であったが、現住所に転入後は親しい会社の同僚（東京都西多摩郡瑞穂町在住）と距離が近くなったことから、同僚宅でテレワークをすることがあった。テレワークの場所については現住所の他、同僚宅、入間市内のファミリーレストランがテレワークの拠点となっている。

同僚宅でのテレワークは、以下の日数実施しており、移動は毎回、同僚による送迎（無償）をしてもらっていた。また、当選人の現住所はWi-Fiを契約していないため、同僚が当選人の現住所でテレワークを行うことはない。

なお、当選人の現住所はWi-Fiの契約をしていないため、自宅でテレワークするときは、スマートフォンのテザリング機能を使用し、パソコンをインターネットに接続している。スマートフォンのテザリング機能は通信が遅いため、職務上、容量の多いものを送るとき苦労している。

・同僚宅におけるテレワーク日数

期 間	日 数
令和6年12月1日～令和6年12月31日	概ね 7日間
令和7年 1月1日～令和7年 1月31日	概ね 7日間
令和7年 2月1日～令和7年 2月28日	概ね14日間
令和7年 3月1日～令和7年 3月16日	概ね 0日間

(7) 政治活動について

選挙期日の3か月前からほぼ毎日、朝5時半に起床し、駅頭での政治活動を行っていた。また、仕事が夕方に終わる場合は夕方過ぎからも駅頭での政治活動を行っていた。

(8) 夜間における寝泊まりの状況

以下のとおり、当選人は現住所で寝泊まりをしていた。なお、現住所は物件の引き渡し時から、室内で悪臭がしており居住できる環境ではなかったため、消臭の必要があったことから、現住所での寝泊まりが少なかった。

現住所以外の寝泊まり先は主に杉並区内の前住所であり、同僚宅では寝泊まりはしていなかった。

・現住所における寝泊り状況

期 間	日 数
令和6年12月16日～令和7年1月16日	概ね10日間
令和7年 1月17日～令和7年2月16日	概ね15日間
令和7年 2月17日～令和7年3月16日	概ね20日間

(9) 自治会加入状況

当選前は加入していなかった。当初から当選後に加入を予定しており、現在は自治会に加入し、近隣河川の清掃活動などに率先して参加しているとのこと。

4 その他

(1) 現住所近隣住人の目撃証言について

現住所の近隣の住人からは、目撃証言を得られなかった。しかし、アパートの住人から、令和6年12月から令和7年3月までの居住実態について聴き取りすることができた。アパートの住人に当選人の写真を見せると、こんな人だったと思う。当選人は夜、時々帰ってきているようだが、アパートに何日もいないことがある。生活感はなく、仮住まい的に見える。電気がついているが、1週間帰宅しない時もあった。生活音はなく、シャッターは閉まったままである。夜、帰って来たときは、誰かと話をしているのが聞こえた。朝になるといなくなってしまう。休日は、時々車で帰ってくるときはあるが、数時間すると出かけてしまう。

5 当委員会の判断

当委員会は、本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が本件期間において、引き続き入間市内の現住所に生活の本拠、すなわち居住の実態があったか否かについて、次の判例等を基準として判断する。

法第9条第2項の解釈に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4条に住民の住所に関する法令の規定の解釈が設けられており、『住所』とは、地方自治法第10条第1項に規定する『住所』と同一であり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。民法第22条でいうところの『生活の本拠』とは、私的生活の中心地を意味するものである。人の生活環境が複雑化した今日においては、何をもって生活の本拠と判断すべきかは極めて困難なケースも生じ得るが、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定するほかない。」（「全訂住民基本台帳法逐条解説（日本加除出版株式会社）市町村自治研究会編著」61頁）とされている。

加えて、法第9条第2項における『市町村の区域内に』とは、同一の市町村の区域内に

という意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えてもすべて通算される。」（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著）」91頁）とされている。さらに、「起居、寝食、家族同居の事実、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、『現に起臥（きが）しているところ』に住所を認定すべき」とされている（前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）93～94頁）。判例では、公選法の選挙権（被選挙権）について、「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し或は同一町村で二つの選挙権を行使し得るとなり、かかる結果は町村制の認めないところであつて、（町村制第12条第3項参照）選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）と判断されている。

- （1）一般に生活の本拠といえる場所で居住するためには、当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならない、この必要最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、入浴といったものが含まれる。そのため、現代社会においてこれらの行為を行うためには、当該場所において水道、電気、又はガス等を使用することが必要不可欠である。これらを使用せずに日常生活を営んでいたと認定するには、それを可能とする合理的な理由が必要となるはずである。

そこで当選人が現住所において、本件期間、上記のような日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

ア 電気の使用状況について

現住所における電気使用量は、令和6年11月28日から同年12月2日が5kWh、令和6年12月3日から令和7年1月2日までが68kWh、令和7年1月3日から同年2月2日が85kWh、令和7年2月3日から同年3月2日が168kWh、令和7

年3月3日から同年3月11日が46kWh、令和7年3月13日から同年4月2日が68kWhとなっている。

東京都環境局が平成26年に実施した家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における平均的な単身世帯の1か月当たりの電気使用量は、冷房期が215kWh、暖房期が232kWh、中間期が153kWhとなっている。

現住所の電気使用量は、平均使用量と比較して少ない。もっとも、当選人はダウンジャケットなどを着用し、寒さを凌いでおり、帰宅後はすぐに就寝することが多かったため、電気の使用量が抑制されていたと主張する。

イ ガスの使用状況について

現住所におけるガス使用量は、令和6年12月7日から令和7年1月6日が0㎡、令和7年1月6日から同年2月5日が0.8㎡、令和7年2月5日から同年3月5日が3.8㎡、令和7年3月5日から同年4月5日が5.7㎡となっている。

東京都環境局が平成26年に実施した家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における平均的な単身世帯の1か月当たりのガス使用量は、冷房期が7㎡、暖房期が28㎡、中間期が14㎡となっている。

現住所のガス使用量は、平均使用量と比較して著しく少ない。もっとも、当選人は、ガスの使用量が少ない理由として、自炊を行わず、入浴はシャワーのみであると主張する。

ウ 水道の使用状況について

現住所における水道使用量であるが、令和6年10月3日の検針時では水道メーターが57㎡を指しており、令和6年12月3日の検針時では59㎡を指していた。その後、令和7年2月2日の検針では水道メーターが前回同様の59㎡を指しており、令和7年4月4日の検針では68㎡を指していた。当選人は現住所において水道の使用契約を令和6年12月1日に締結しており、その2日後の令和6年12月3日の検針の結果、使用水量は2㎡であった。その一方で、令和6年12月3日の検針から令和7年2月2日の検針は水道メーターが1㎡も動いていなかった。

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、単身世帯の1か月当たりの平均使用水量は8.1 m³（2か月当たり16.2 m³）となっており、令和6年12月3日から令和7年2月2日までの現住所における水道使用量は平均使用水量と比較して著しく少ない。

当選人は、入浴は行わず、月に3回程度の頻度でシャワーを利用していたこと、起床時に顔を洗うこともなく、帰宅時には手洗いはせず、アルコールティッシュで拭き取っていたこと、トイレの頻度も1日当たり1～2回程度であったこと、テレワークを自宅だけでなく、同僚宅、近隣のファミリーレストランで行っていたことから、水道使用量が抑制されていたと主張する。

しかし、水道メーターが1 m³も動いていなかった令和6年12月3日から令和7年2月2日までの概ね2か月間に同僚宅でテレワークを行った日数は各7日間程度であり、残りの日数は現住所若しくは近隣のファミリーレストランでテレワークを行っていたはずである。また、当選人は当初、テレワークは現住所又は、同僚宅で行っていたと主張しており、近隣のファミリーレストランでテレワークをしていたとの主張は、当該期間の水道使用量について、当委員会が聴取した際に初めて出された主張である。これまで、近隣のファミリーレストランの使用目的は外食であると主張していたこと、令和6年12月16日から令和7年3月16日までの期間に当選人から提出された当該店舗のレシートは3日分の3枚のみであることを勘案すると、当該店舗をテレワークで頻繁に使用していたとの当選人の主張は、無理があると考えられる。

そのため、近隣のファミリーレストランでテレワークをしていたことにより、水道の使用量が抑制されていたという当選人の主張を客観的に認定することは困難である。

また、仮に自宅でテレワークをすることが著しく少なかったとしても、当選人は現住所が生活の本拠であると主張している以上、最低限の排泄は現住所で行うことが推定される。それにもかかわらず、およそ2か月もの間、水道メーターが1 m³も動かないことを合理的に示す証拠の提出はないことから、令和6年12月3日から令和7年2月2日までの間、現住所に居住の実態があったと判断することは困難である。

また、前住所の水道使用量について、令和6年12月6日から令和7年2月6日までは41 m³、令和7年2月7日から令和7年4月7日までは26 m³と、急激に水道の使用

量が減少していることが確認できる。トイレや風呂における水道使用量は居住人数に応じて増減することから、水道使用量は居住人数に連動して変化すると考えるのが自然である。

当選人の主張する居住実態を前提とすれば、前住所の水道使用量は、令和6年12月以降減少となるはずであるが、実際には令和7年1月までは水道使用量が減少していない。

現住所における令和6年12月3日から令和7年2月2日までの使用水量が1 m³を超えなかったことを鑑みると、当選人の主張する居住実態と矛盾するばかりか、令和7年2月以降において居住人数が変化（減少）したことを窺わせるものである。以上のように、前住所の水道使用量は、当選人が本件期間中のうち少なくとも令和6年12月3日から令和7年2月2日までの間、現住所において生活の本拠を有していたとの主張と矛盾するものであって、むしろ前住所において生活していたことを窺わせるものである。

加えて、令和6年12月3日から令和7年2月2日までの電気とガスの使用状況も、当選人が現住所において生活の本拠を有していたと認めるには困難であることを裏付けている。

(2) 次に、当選人が現住所において実際はどのように生活していたのかを検討する。

ア 現住所への家財道具等の搬入状況等について

当選人は引越し業者を利用せず、必要最低限の家財道具を搬入した他、その他生活に必要な家財道具（テーブル、椅子、マルチポット、まな板）は、当選人自身が購入した旨を主張している。なお、テーブル等の購入は令和7年2月以降と、当選人が現住所に転入してからおよそ2か月後に購入している。

また、令和7年5月17日に当委員会事務局職員が当選人の現住所を訪問した際に、当選人が購入したテーブル、椅子は目視にて確認したが、購入したはずのマルチポット、まな板は見当たらなかった。当選人は、友人とのバーベキューをした際に、その友人に譲り渡したと主張する。

さらに、当選人の主な就労形態はテレワークであり、パソコンをインターネットに接続することは必要不可欠であると推定されるが、現住所において、Wi-Fi の契約を締結

していない。代わりに利用しているスマートフォンのテザリング機能は通信が遅いため、容量の大きいものを送るとき苦労していると当選人は認識しているのにもかかわらず、現住所において Wi-Fi の契約などで、インターネットの接続環境を整備しないことには疑問が残る。

イ 現住所における近隣住民との交流等について

現住所のアパートの住人から、当選人は夜時々帰ってきているようだが、何日もいないことがある。生活感はなく、仮住まい的に見えるとの証言があった。また、現住所の近隣の住人からは目撃証言を得ることはできなかった。なお、当選人は本件選挙の当選前は自治会に加入していなかったが、当選後に加入している。

現住所のアパートの住人による上記の証言から、当選人は現住所で生活していたとはいえないことが窺われる。

ウ 運転免許証、就労先への住所変更の届出について

当選人は、令和7年2月3日に運転免許証の住所変更手続きを行っており、運転免許証の写しを証拠として提出している。一方で就労先への通勤費申請に関する住所変更の届出、健康保険証の住所変更手続きは本件選挙期日の令和7年3月16日時点で行っていなかった。

当選人が運転免許証の住所変更手続きをしたという事実は、客観的に生活の本拠たる実態を具備していると判断する上で重要な証拠の一つといえるものの、令和7年2月3日と現住所に転入してから、およそ2か月後に運転免許証の住所変更手続きがなされており、就労先への通勤費申請に関する住所変更の届出、健康保険証の住所変更手続きは本件選挙期日時点では行っていなかった。当選人は、転入後、就労や党の活動により業務過多に陥っていたため、住所変更手続き等を失念していたと主張するが、そのことは住所変更手続きが遅れてしまったことに対してやむを得なかった事情があると認定することは困難である。以上を踏まえると、運転免許証のみの住所変更手続きをもって客観的に生活の本拠が現住所であることを証明するものではない。

エ 買物等について

当選人からは、令和6年12月29日から令和7年4月14日までの期間に係る合計78枚の領収書が提出されている。内容を見ると、78枚中74枚は入間市内にある店舗のものであり、残りの4枚は東京都内が1枚、秩父市内が1枚、飯能市内が2枚である。

多くの領収書が現住所の入間市内に店舗のあるものであったことから、当選人が現住所近辺で食事や買物をしていたことが推察されるが、令和7年1月25日以前の領収書が1枚しか提出されておらず、令和7年1月25日以前の行動を客観的に示す資料はない状況である。

また、当選人は領収書を保管する習慣がないと供述しているが、令和7年1月26日以降は多くのレシートを保管しており、供述と食い違う点があると認められる。

オ 夜間寝泊まりの状況について

当選人から、現住所における夜間の寝泊まり状況を確認したところ、令和6年12月16日から令和7年1月16日までは概ね10日間。令和7年1月17日から同年2月16日までは概ね15日間。令和7年2月17日から同年3月16日までは概ね20日間を現住所で寝泊まりしていたと供述している。

それ以外は主に前住所で寝泊まりしていたとのことであるが、令和6年12月16日から令和7年1月16日までの間、現住所に寝泊まりした日数が10日間程度であった理由について、現住所の室内に悪臭が漂っており、住める環境ではなかったため、消臭の必要性があることから、現住所での寝泊まりの日数が10日間程度しかなかったとの主張があった。

前述したとおり、「他に特別の事情のない限り、『現に起臥（きが）しているところ』に住所を認定すべき」とされていることを踏まえると、令和6年12月16日から令和7年1月16日までの間、現住所で寝泊まりした日数が10日間程度しかなかったのであるから、少なくとも当該期間中当選人の生活の本拠が現住所にあったと認定するのは困難である。

(3) 小括

以上のとおり、本件期間のうち、令和6年12月3日から令和7年2月2日までのおよそ2か月間において使用水量が1 m³を超えなかったこと、現住所での寝泊りの状況、現住所に生活の本拠があったことを示す客観的な証拠がないことなどを踏まえると、少なくとも上記期間中、現住所に当選人の生活の本拠があったと認めることは困難である。よって、実際には令和7年2月頃から現住所に生活の本拠を移し、令和7年1月以前は現住所には居住の実態がなかったと認定することが相当である。

6 まとめ

当選人及び関係人の供述や証言並びに提出物件（文書）を総合すると、少なくとも令和6年12月3日から令和7年2月2日までの間、現住所に当選人の生活の本拠があったとは認められない。よって、当選人は令和7年3月16日の時点で、引き続き3か月以上、入間市内には住所を有していなかったものと認められることから、本件選挙における被選挙権を有していたとは認定できない。

したがって、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由があることから当委員会は主文のとおり決定する。

令和7年6月19日

入間市選挙管理委員会

委員長 瀧澤 啓次

(教示)

法第206条第2項の規定により、決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。